

教育長	<p>ただいまから、令和2年第10回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、令和2年第10回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p>
教育長	<p>初めに、令和2年第9回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>教育長</p> <p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>堀委員にお願いをいたします。</p> <p>また、本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p> <p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>教育長報告を申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、世界中でまだまだおさまる気配はなく、余談を許さない状況です。</p> <p>大崎市においても、度重なるPCR検査受診の連絡を受け、陰性の知らせにほっとしているところです。</p> <p>初めに、9月25日に古川第五小学校の10歳未満の男子児童の感染について報告いたします。</p> <p>直ちに大崎保健所により濃厚接触者の特定が行われ、翌26日にPCR検査を実施した結果、全員が陰性でございました。しかしながら、大崎保健所による感染経路の追跡や濃厚接触者の特定、学校施設の消毒が必要であったことから、9月26日から30日までの5日間の臨時休業、また、27日に予定していた5学年の花山合宿の中止を決定いたしました。あわせて、28日には、業者に委託し、校舎内全域の消毒液の散布及び市職員によるふき取り消毒を実施するなど、新たな感染を防ぐ措置を行ったところです。</p> <p>感染が確認された児童及び濃厚接触者と特定された児童生徒には14日間の出席停止措置をとりましたが、その間オンライン授業や課題を与えるなど家庭学習の支援を行ってまいりました。</p> <p>おかげさまで、その後新たな感染者もなく、秋季休業明けの10月14日からは全員が元気に登校しております。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、今後も予防対策を徹底してまいります。</p> <p>次に、生涯学習事業について報告いたします。</p> <p>大崎市文化芸術活動支援事業「音フェスin osaki」は、新型コロナウイルス感染拡大により、活動の場を制限されている小中高校生へ発表の場を提供するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供することを目的として10月18日から始まりました。</p> <p>18日は古川工業高等学校ダンス部、24日は黎明高等学校ダンス部の出演で、会場となった道の駅おおさきは観光客や買物客など大勢の観客で大いに盛り上がり、アンコールが行われたほどでした。</p> <p>この事業は、11月28日までの期間、道の駅おおさきと「あ・ら・伊達な道の駅」を会場に開催される予定となっております。</p>

また、市内小中学校においては例年実施しております音楽アウトリーチが10月1日、2日、7日に、舞台芸術アウトリーチが19日、23日に、感染症対策を講じ、それぞれ実施しました。

コロナ禍の中ではありますが、今後も児童生徒に文化芸術のすばらしさを届けていけるよう取り組んでまいります。

さらに、ノルディックウォーキング体験会 in 鳴子が10月18日に開催されました。当日は市内外から約40名の参加者とスポーツ推進委員30名の参加で江合川緑地公園から鳴子ダムを巡る往復約6キロメートルのコースで行われました。折り返し地点となる鳴子ダムでは普段見ることのできない下から見上げる絶景を堪能しました。引き続き市民が運動に親しめる環境づくりに取り組んでまいります。

教育委員会所管施設の指定管理者選定手続きにつきましては、10月14日と23日に指定管理者選定委員会を開催し、14日は今回更新の対象となる施設の現地調査、23日は申請団体のヒアリングと審査を行いました。次回教育委員会定例会に「指定管理者の選定」について議案を上程する予定となっております。

次に、重要文化財「木造千手観音坐像」公開記念式典の開催について報告いたします。

昨日、国の重要文化財である木造千手観音坐像と木造不動明王立像、木造毘沙門天立像の田尻総合支所での一般公開に先立ち、これまでご協力をいただいた皆様への感謝の意を表することを目的に公開記念式典を開催いたしました。

教育委員の皆様には、ご臨席いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

この千手観音坐像は、田尻地域の小松地区に、平安時代に建立された小松寺の本尊として伝来したもので、明治時代の初頭に廃寺となった後は、脇侍の不動明王立像、毘沙門天立像とともに、お薬師様文化財保存会をはじめとする地域の人々によって守り伝えられ、平成29年9月に重要文化財の指定を受けたものです。

田尻総合支所での一般公開は本日9時から開始し、平日にもかかわらず多くの見学者が訪れているようです。

今後は、保存会をはじめとする地域の皆様と、大崎市の宝である重要文化財を後世に守り伝えるとともに、市内外の皆様にごらんいただき、大崎市のさらなる魅力アップにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、9月10日から10月2日までの会期で行われました令和2年第3回大崎市議会定例会と10月21日に開かれました第3回大崎市議会臨時会について報告いたします。

第3回定例会では、一般会計補正予算並びに令和元年度歳入・歳出に関する決算について、慎重に御審議いただき、御可決、御承認いただきました。

また、一般質問につきましても、6人の議員からこれからの大崎市の教育環境を考えていくうえで、非常に重要な課題等について貴重な御質問をいただきました。

大崎市教育委員会としての考えを御説明申し上げるとともに、教育環境を取りまく諸課題の解決に向けて、真摯に取り組んでいくことを申し上げてまいりました。

10月21日に開かれた第3回臨時会では、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小中学校におけるデジタル教材の整備、AI顔認証サーモカメラ購入、給食室へのスポットクーラー設置、社会教育施設における空調設備設置とトイレ洋式化工事及び図書館の蔵書拡大事業などの補正予算案を可決いただいたところであります。

本日の委員会では、議案として、規則の一部改正、学校施設への放課後児童支援施設整備についてを提出いたします。さらに、大崎市の不登校対応についてを報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何か御意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第47号大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたしますが、本議案につきましては日程第2、議案第48号大崎市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則についてと関連性がございますので、両議案を一括して議題といたします。

生涯学習課長補佐、説明願います。

生涯学習課
長補佐

1ページの議案第47号大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。現在、本市の社会教育施設は国や施設ごとのガイドラインに基づき貸館を行っております。

先般、9月19日から11月末までのイベント開催時の制限を緩和する方向性が示されましたが、ロックやポップコンサートなど一部のイベントにつきましては引き続き条件が付され収容人数などが制限されている状況でもあります。

使用料につきましては、基本的に受益者負担が原則となりますが、ガイドラインに基づき、今後、市として利用人数の制限を要請する場合において、鎌田記念ホールや市民会館等の大規模施設を芸術文化活動に利用する団体に限り使用料の減免を行い、文化芸術と施設利用の活性化を図ることを目的に改正するものです。

改正内容は、大崎市体育施設条例施行規則の附則に1項を追加し、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間、鎌田記念ホールの多目的ホール及びステージを芸術文化に係る行事に利用し、かつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策等に資するため市のガイドライン等により利用人数を調整する場合、使用料に対する規則第7条第1項第2号、第4号及び第13号の規定の適用について読み替えるものです。

具体的には、規則第7条第1項第2号にある社会教育関係団体又は地域関係団体が当該団体の目的を達成するための事業に利用する場合の100分の70を100分の85に、第4号にある市内の私立幼稚園、私立保育所、私立中学校、私立高等学校又は私立短期大学が教育を目的として利用する場合の100分の50を100分の75に、第13号にある前各号に掲げるもののほか教育長が特に必要と認めた場合の100分の100以内を100分の50にそれぞれ読み替えるものです。これは現行の規則では減免の対象にならない団体を想定しております。

減免割合の基本的な考えは減免されない割合の2分の1を減免するものです。

あわせて、規則第18条関係様式第11号にある「体育施設き損届」を「体育施設損傷届」に、様式中にある「き損」を「損傷」に改めるものです。

続きまして、4ページの議案第48号大崎市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

目的は議案第47号と同様ですので、説明は省略させていただきます。

改正内容は、大崎市市民会館条例施行規則の附則に1項を追加し、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間、大崎市市民会館、岩出山文化会館及び田尻文化センターの大ホールを芸術文化に係る行事に利用し、かつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策等に資するため市のガイドライン等により利用人数を調整する場合、使用料に対する規則第10条第1項第2号、第3号及び第5号の規定の適用について読み替えるものです。

具体的には、規則第10条第1項第2号にある市内の私立幼稚園、私立保育所又は高等学校等が教育目的のために利用する場合の100分の50を100分の75に、第3号にある社会教育関係団体又は地域関係団体が当該団体の目的を達成するための事業に利用する場合の100分の50を100分の75に、第5号は前各号に掲げるもののほか教育長が特に必要と認めた場合の100分の100以内を100分の50にそれぞれ読み替えるものです。これは現行の規則では減免の対象にならない団体を想定しております。減免割合の基本的な考えは議案第47号と同様ですので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

教育長 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。
青沼委員。

青沼委員 説明がありましたけれども、1つだけ気になるのが、教育長が認めた場合については100分の100だったのですけれども、これを50にしたというのはそれ以外だからという考え方なのですか。流れからいうと少し違うのかなと思ったのですが。

教育長 生涯学習課長補佐。

生涯学習課長補佐 本来は減免に当たらないものに対して教育長が特に認めた場合、100分の100以内の減免をするという規則のつくりではあるのですが、今回のこの減免に当たらない利用団体について、芸術文化活動に限って使用する場合は100分の50にするという規則の内容でございました。（「コロナがなくなったあとについてはもとに戻すのですか」の声あり）そうです。

（「わかりました。よろしいです」の声あり）

教育長 そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 質疑がなければ、議案第47号及び同第48号について、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第3、議案第49号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。
図書館長、説明願います。

図書館長 議案第49号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について主な改正内容を御説明いたします。
今回の改正については、図書館資料の複写に関する条文について一部内容を変更するものと、これに伴う様式の改正となっております。
利用者の求めに応じ、他館から借り受けた図書資料の複写をする場合は「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」において自館で所蔵する資料の複写をするものとは別に手続きを設けることとなっております。
現行の条文では自館所蔵資料に関する複写手続きのみを規定しておりましたので、今回、他館借用資料の複写に関する記載を追加し、これに伴う様式、様式第11号を新たに定めるものです。
また、複写の求めに応じられない場合について追記を行い、徴収する複写料金についても別表3において明示しました。
複写申請書様式については、自館所蔵資料と他館借用資料とを区別するため、様式名を変更し、複写の種別について、丸印により選択できるものへ改正しております。
なお、当該改正は、公布の日から施行するものといたします。
以上、御審議のうえ、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

(「なし」の声あり)

教育長 質疑がないようですので、本案については御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第4、議案第50号学校敷地への放課後児童支援施設整備についてを議題といたします。
教育総務課長、説明願います。

教育総務課長 本議案は、古川第五小学校敷地内に放課後児童施設を整備することに伴う敷地利用についてお諮りするものです。

整備内容は、小学校に隣接する古川稲葉児童センター内に開設している放課後児童クラブのサテライト室として令和3年4月の開設を目指して整備を凶るもので、建物構造は軽量鉄骨2階建てとなり、利用定員は100名となるものです。

教育総務課長 詳細については15ページ以降の整備・運営内容、位置図、平面図、立面図、スケジュールをごらん願います。

これまでも、平成31年4月に古川第三小学校、第四小学校の敷地内にも同様の整備を進めてきているところであり、既存の児童センターの定員オーバーを是正するとともに、児童の放課後における生活並びに活動支援の環境整備を進めるものでございます。

御審議のうえ、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

大崎市の不登校対応についての報告をお願いします。

学校教育課副参事、報告願います。

学校教育課
副参事

先週22日、文部科学省より令和元年度における問題行動調査結果が発表になり、宮城県は5年連続ワーストという結果が発表されております。

大崎市も出現率は多く、小学校では全国0.8%に対して、宮城県1.0%、大崎市は1.2%ということになりました。中学校では全国平均が3.94%に対して、宮城県は5.1%、大崎市は5.7%ということで、いずれも全国平均、県平均を上回っている状況でございます。

資料1の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

このグラフは、今年度の不登校児童生徒数を示したものです。

令和元年度の9月をごらんいただきますと、不登校数、小学校18名、中学校127名に対して、今年度、小学校が27名、中学校が105名となっており、小学校では9名の増、中学校では22名の減という形で本年度は推移しております。

2ページ目をお開きください。

大きな3番目になりますが、大崎市の今年度の状況についてということで10月までをまとめたものです。

まず一つとして、昨年度の不登校児童生徒のうち、6月の始業式に登校することができた児童生徒は多かったのですが、6月中旬頃から下旬にかけて疲れ等が見えはじめ、欠席が目立つようになってきたというような経緯がございました。

9月までの報告により、不登校数は昨年度同様に推移してきているというような状況でございます。

1ページ目の下段に折れ線グラフが出ております。

小学校では昨年度を7月の段階からほぼ同数、そして上回りはじめ、中学校では9月の段階で昨年度の数に近づいてきているというような状況です。

資料3ページをごらんください。

本年度、大崎市の取組みといたしまして、県の支援を受けて令和2年度不登校等児童生徒学び支援教室事業を開催しております。

この古川中学校での「ほっとルームかしの運営を本年度推進してきているわけですが、今回、この成果が非常に大きいというところが結果から出てきております。

こちらのかしのほうは、以前にも報告させていただきましたが、不登校生徒の数を減らす、個別学習支援を行う、社会的自立に向けた支援を行うということを主な目的として運営されてまいりました。

資料の10ページになります。

以前にも報告させていただいておりますけれども、このような形で生徒、保護者のほうに周知し、この教室の大きな特徴であります担任の配置、そして古川中学校ではさらにこの子どもたちの学習のために各教科担任が乗り入れて学習指導を行っているというものになっております。

成果のほうは18ページをごらんいただきたいと思っております。

古川中学校のこの「ほっとルーム・かしわ」のデータになっております。

上段に欠席者の状況についてということで、不登校数、不登校相当数を比較したものになっております。令和元年の4月から7月と令和2年6月から9月までを比較しますと、20名減少しているということになっております。

下段には前年比としまして4月、5月、6月と約40%ぐらい子どもたちの欠席の状況が減っているという成果が表れてきています。

この古川中学校の取組みなのですが、今回、新たに古川西中学校でも同様の取組みを学校の工夫で行うようになりました。「ぷらっとルーム」という名称をつけられております。古川中学校の場合は単独で担任がおるわけですが、西中学校ではそれぞれ先生方の配置を工夫しまして、養護教諭のほうが中心となってこの教室を運営するというような形になっております。

こちらの取組みはまだ始まったばかりで成果はこれからというところではあるのですが、非常に期待しているところであります。

なお、市教委といたしましても、今年度新たに令和2年度大崎市内不登校支援等情報交換会というものを明日新規に立ち上げて行う予定となっております。これまでのフリースクールなどの児童生徒への多様な支援を行っているところとの情報交換、あとは必要に応じた連携というところを見据えて、このような機会を設け、進めていくところでございます。

資料26ページをごらんいただきたいと思います。

明日までの提出になっておりますけれども、このように大崎市は不登校数が多いという現状を踏まえて、各校にこれまでの不登校児童生徒への対応についてということで、各学校で抱える課題、またその対策等を今回調査で行っているところでございます。こちらのほうを市教委では集約、精査し、今後の対策を講じていきたいというふうを考えているところでございます。

私の方からは以上となります。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。
早坂委員。

早坂委員

オンライン教育も来年度から始まってくると思うのですが、こういった不登校の子どもたちに対するオンラインで教育する、フォローするということも来年度は考えているのですか。

教育長

学校教育課副参事。

学校教育課
副参事

今、御指摘のあった内容についても検討している段階ではありません。ただ、すべての不登校生徒にそれが有効なのかというところで、やはり市教委といたしましても子どもたちの心の成長のためには本来であれば学校に登校して、同世代の子どもたちとともに成長を図っていくということが第一としております。

ただし、不登校の原因についてはさまざまな理由があり、どのような支援が必要なのかということもございます。こころのケアハウス等々、各関係機関の協力を得ながら、またオンラインについては手立て、その子の支援が必要であれば進んで活用していきたいというふうを考えているところでございます。

教育長

早坂委員。

早坂委員	私も不登校全部が悪いとは思っていないので、学校へ行かなくても学べるような選択肢があることで子どもたちが少し救われる部分があるのかなと思っていましたので、オンライン教育がそういう形で、学校に行くのが好きな子もいれば、苦手な子もやはりいるので、うまくフォローできる体制ができたらいいなと思います。
教育長	学校教育課副参事。
学校教育課副参事	おっしゃるとおりだと思います。 やはり、子どもたちの成長の中でいえば、社会とのつながりを切らしたくないなというふうには考えているところです。いかなる形であれ、その子どもと社会がしっかりつながっていくようなシステムというところをしっかりと構築していきたいというふうに考えております。
教育長	そのほかにございますか。 青沼委員。
青沼委員	中学校の教員というのは若干の空き時間があるので、そういう工夫の仕方ができるのかなと。問題は小学校のほうでも同じような対応が可能かということ。 一つ気になったのが、養護教諭がメインになってやっているとのことで、しっかりとフォローをしてあげないとオーバーワーク、そこらへんは考えてあげないといけないのではないかな。いずれにしても、マンパワーの整理はぜひともお願いしたい。 不登校に対する対応策としてやっているのですが、家庭教育をどう進めていくかというのは大きな課題となると思う。教育委員会だけではなく、子育て部門を含めて大きな意味で進めないこの不登校の根本的な対策にはなっていない。とても頑張っているのはわかるが、だんだん大変になっていくのかなと思う。
教育長	早坂委員。
早坂委員	不登校となるきっかけが1, 2, 3とあるのですけれども、この要因が他県、他地域と同じような要因なのか、それとも宮城県だけの独特の要因なのか。何が要因で、どの部分が他県よりも宮城県が上回っているのか、もし把握されていれば。
教育長	学校教育課副参事。
学校教育課副参事	具体的なものは把握しておりませんが、さまざまな文献の中にはこの3つが大きな原因であるということが挙げられます。特に、中学校になってくると2番目に友人関係が出てくるところは全国的な傾向となっております。（「宮城県だけがなぜ多いのか」という原因がわからないと…親の問題かもしれないですけれども。そこが明確になると改善策が」の声あり）
教育長	そのほか。 青沼委員。
青沼委員	不登校推移の表について、その月で新規の部分とか、もう一つ項目を入れてはどうか。ただ数値がふえているだけという勘違いが生じてしまう。改善数と新規の数があるとよいのではないかな。（「はい、わかりました」の声あり）

<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>そのほかにございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p> <p>なければ、本案については了といたします。 本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんからほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→参事（学校教育）→教育総務課長→学校教育課長（代理：学校教育課長補佐）→文化財課長→生涯学習課長（代理：生涯学習課長補佐）→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 教 育 長</p> <p style="text-align: center;">_____ 署名委員</p>